平成２５年（フ）第１７２号
香川県高松市多肥上町2285番地51
債務者　大芝　誠二
1　決定年月日時　平成25年８月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月10日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第５０号
福岡県大牟田市西新町15番地４　山川アパート302号
債務者　松永由美子
1　決定年月日時　平成25年８月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月10日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２５年（フ）第２５７号
沖縄県中頭郡西原町字棚原26番地　コーポ26番305号
債務者　大城　　覚
1　決定年月日時　平成25年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第２７１号
沖縄県那覇市安里３丁目17番５号
債務者　岩田　健志
1　決定年月日時　平成25年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第２２号
秋田県大仙市払田字念仏谷地51番地
債務者　齊藤　恭子
1　決定年月日時　平成25年８月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２５年（フ）第８１号
福島市丸子字石名田25番地の12　三浦貸家Ａ棟、従前の住所福島市本内字南古舘42番地の２　ファミュー101
債務者　石田　未緒（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成25年８月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
福島地方裁判所

平成２５年（フ）第２３６号
岐阜市柳津町上佐波１丁目54番地　下條借家北
債務者　安達　正美
1　決定年月日時　平成25年８月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第９６号
大津市国分１丁目32番５号　フォレスト石山205号、前住所大津市富士見台８番20―107号
債務者　河口　一美（旧姓高田）
1　決定年月日時　平成25年８月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１２１号
大津市下阪本３丁目18番21―Ａ６号、前住所大津市真野佐川町５番18号
債務者　北林　　勲
1　決定年月日時　平成25年８月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１７６号
大津市際川２丁目21番27号
債務者　松田　京祐
1　決定年月日時　平成25年８月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１９０号
大津市湖青２丁目22番地６、前住所京都市右京区太秦安井辰巳町11番地３
債務者　スタジオソッタク建築事務所こと　石附　里美
1　決定年月日時　平成25年８月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５８号
鳥取県西伯郡南部町東町333番地
債務者　戸田美佐江
1　決定年月日時　平成25年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２５年（フ）第２５１号
大分市大字下郡2626番地の１　ビシックのだ402
債務者　新貝千恵美（旧姓國次）
1　決定年月日時　平成25年８月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第９７号
宮崎県延岡市旭ケ丘６丁目４番地１　市営住宅63―２―４―42
債務者　長渡智代子
1　決定年月日時　平成25年８月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２５年（フ）第７４号
鹿児島県霧島市隼人町見次1261番地４　エルディム見次Ｂ102
債務者　荒田　正枝（旧姓前田）
1　決定年月日時　平成25年８月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２５年（フ）第３３号
鹿児島県出水市明神町2720番地11　榎木アパート６号、前住所鹿児島県出水市中央町837番地　グリーンヒルドＫ―Ｂ棟202号
債務者　今林　秀二
1　決定年月日時　平成25年８月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２５年（フ）第６８号
鹿児島県薩摩川内市西向田町５番25号吉光ビル404号、前住所鹿児島県薩摩川内市湯田町2914番地
債務者　當房　和子（旧姓天野）
1　決定年月日時　平成25年８月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係